



安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
理事長 森山 彰

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号
〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号
TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号
〒818-0072 丸明ビル106号
TEL&FAX092-921-2130

NPO法人熊本 熊本市中央区上林町1番28号
〒860-0847 上通センタービル305号
TEL096-288-3292 FAX096-288-3293

NPO法人久留米 久留米市城南町16番5号
〒830-0022 二宮ビル103号
TEL&FAX0942-27-6122



住みなれた街ですっと暮らすために

創立20周年記念

目次	理事長 論考	2頁	プロジェクト関連	7頁
	広場に寄せて	5頁	会員・支援者の広場	9頁
	創立総会を終えて	6頁	新会員獲得&告知板	11頁
	トピックス	7頁	事件処理表	12頁

高齢者・障害者 安心サポートネット

特定非営利活動法人 福岡県認証16 生文第20号-5

今年創立二十周年にあたることから、これまで市民後見がどんな歩みをしてきたか、その市民後見人の歩みについて、特に、市民後見人の育成と活動支援に取り組んでこられ、その変遷をつぶさに観察し、体験してこられた森山理事長に寄稿していただきました。

成年後見制度の発足当初は、住民の支持を保っていたにも拘わらず、やがて勢いを失っていった原因が何だったのか、どうして落日の経緯をたどったのか、そのことを十分に反省して、今後実践される促進法の基本計画では、その点が十分考慮されて、策定される必要があると痛感しています。私達もこの論考の示唆するところを参考に、よりよき基本計画を考えてみませんか？

広報・渉外 松永 崇

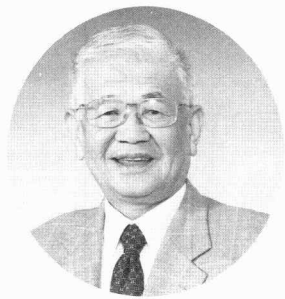
これまでの市民後見人の軌跡を辿る！

活気ある市民後見活動の展開

突破口はDX化か！

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

理事長 森山 彰



第一部 はじめに

一、市民後見人に好意的な住民

光陰矢の如しで、当法人が、成年後見制度の活性化を旗印に、設立してからちようど今年で「創立二十周年記念の

年」を迎えることになりました。お陰様で、当法人はこの二十年間の前半期十年、すなわち、創成期から成長期までの当法人は、当初こそ戸惑いがあったものの、すぐに沢山の優れた役員、会員、賛同者や支援者のご協力を得て、「地域後見」や「身上保護重視の後見」の二大理念に基づき市民後見活動を積極的に進めました。その結果、地域

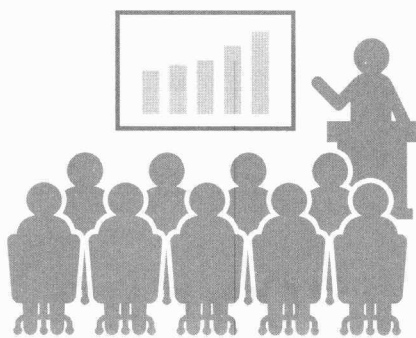
住民の皆さんの信頼を得て、各事業とも順調に充実・発展し、その上しつかりした財政基盤の確立も実現できました。大変有難い話です。

ここに、長年にわたりご支援、ご協力をいただいた皆様方に対して、当法人を代表して、熱く厚くお礼を申し上げます。

ところで、この大きな節目の今回は、普段の巻頭言とは違って、創立から現在に至るまでを振り返りながら、今後の成年後見制度の活性化についても、最近考えていることにも触れてみたいと思えます。

そこで、平成十二年成年後見制度の発足時に話を戻しますが、当初後見人を担った中心は「親族」でした。しかし、財産や仕事の管理が杜撰過ぎて、だんだん信用力を失い、その分専門職後見人の増加がみられました。そんな状況のとき、当法人は**斬新な設立趣意書**を掲げ、より良き後見人の有り様を求めて、後見人制度の競いの場に飛び込みました。飛び込んだ当時の市民後見人に対する世間

の目はどうだったか？親族後見への失望もあつてか、また、新たな担い手としての期待感もあつてか、アミカスの相談会には、二度に三七名が来訪したぐらいでしたから、とても温かい印象でした。だから、この時期各地に市民後見活動を行う「NPO」や「社会福祉協議会」やその他の団体が盛んに誕生したのだと思います。



二、厚労省等方式による育成研修

厚労省は、後見制度の器は作ったものの、後見人の成り手が親族と専門職では、成り手不足のリスクがありましたので、ボランティアに理解がある、地元の温かい市

民後見人候補達の姿を見て、成り手不足の解消策には自信を持ったと思います。その証拠には、平成二三年度から厚労省は、突発的に大々的な**市民後見養成事業の実施を公表**したことで判ります。この実施要領の計画内容たるや、年次計画ではありませんが、**全国の自治体**が実施主体となつて実施し、国が成年後見制度の成功に向け、様々な保証措置を講じていたからです。これで厚労省は成年後見制度の道筋は立ったと確信したと思います。

すなわち、その当時、後見人の供給源を親族や専門職だけでは限界があると考えていた厚労省は、「今後の成年後見制度の運営は、市民後見養成事業で輩出する市民後見人が制度を担い、専門職群は、その手助けをする役割」とすれば「万事OKだ。」という分かり易い結論に到達して満足したと思います。当法人もこの見解と同じで、県内トップバッターとして筑紫野市の育成研修を開催いたしました。

また、他方では、この厚労

省との動きとは別に、東大等著名な大学や団体でも、厚労省に負けず劣らず、ボランティア精神が旺盛な市民を対象に、「市民後見人養成事業」を実施していました。東大が盛大に「市民後見全国大会」を開催したり、さわやか福祉財団が「NPO法人市民後見全国サミット」を開催したりしたのもこの時期です。その当時を思い起こせば、成年後見制度や市民後見人の養成の話題が、世間を賑やかにさせていたという意味では、その頃がピークで市民後見人にとって「わが世の春」だったかもしれませぬ。

三、風向きが変わる！

ところが、こんな明るい勢いのある話も平成二五年頃から、悪い方向に急転回をはじめたのです。

問題は東京方面から聞こえてきました。弱点のない親族を候補として法定後見人の選任申立てをしても、他の専門職が選任され、関係者が泣き寝入り強いられ、そんな話が続出している！、という話です。その当時このような情報は、たちまち全国に広

がって、私たちの耳にもはいつてきました。当法人でも、家事審判官に関与され、申立支援中の四件中二件は専門職が選任されました。こんなことは、初めてで愕然としました。

たとえば、叔母が判断能力を失ったため、同居の元氣な姪を後見人候補とする選任申立てさえも、他の専門職に切り替えられたり、娘を候補とする母の後見人選任には、専門職の後見監督人をつけないと駄目だというわけでした。

四、信頼を失った原因

こんな制度の信頼を損なう状態に陥った原因は何だったのでしょうか。これには、推測として二つの原因が指摘されるように思います。

その一つ目の原因は、厚労省系や東京大学系の方に問題があったと思います。両者とも、市民後見人養成研修のカリキュラムも優れ、講師陣も優秀、それにやる気満々の受講生に対し研修するわけですから、いつも市民後見人育成研修は立派に修了していたと思います。しかし、成

績優秀な修了者でも、本人の身上に根差した、この変幻自在の後見事務を実務にして単独で処理を目指したら、必ずミスが生じ、場合によっては、「トラブル」に発展しがちです。これは経験則というより常識です。だからこそ、相当の熟練者に対してでも、後見支援団体等は、助言及び指導・監督のサポート体制（例、専門職、NPO法人、社協のサポート体制）を構築して、後見事務を処理しているわけです。

このような配慮を怠って、単独で行ったミスやトラブルが、市民後見人がやったがゆえに、全国に拡散し、親族後見や市民後見の一時的な選任締め出しに影響した点は否定できないと思います。

それにもう一つ、制度の信頼を損なう原因の二つ目は、専門職側の事業収入の減少問題もあつたようです。その当時台頭著しかった市民後見人等により既存の職場が失われるという職域問題が、潜在的には絡んでいたのかもしれませぬ。

平成二六年以降のこの時

期は、後見人等の選任は家裁の専横期でしたね！後見の運営は身上保護に依然として冷淡、相変わらずの「財産管理中心主義」で、後見人の選任も、専門職偏重である。市民には、「親族は後見人になれない。」と信じる人も出る始末でした。勢いがあつた厚労省等の市民後見養成事業が尻すぼみで勢いを失っただけではなく、そんな余波を受けて、事件受託も低空飛行です。

五、雌伏期、新事業モデル形成

当法人は、今は忍耐に忍耐、力を蓄えるときという意味で「雌伏期」と呼び、将来に備え、事件の受任体制を法定後見から任意後見に移行



させる方針を決定、任意後見移行型の新事業モデルづくりに邁進したところですが、また、当法人の事業を支援してくれた民事審判官でもあつた故小池弁護士、さわやか福祉財団会長堀田力弁護士等の協力を得て、「地域後見の実現」の本を出版し、後見事務における身上保護の優位性を訴えたのが、せめてもの抵抗でした。この雌伏期のおかげで、当法人は任意後見型の新事業モデルを生み出した、今後の基礎づくりができたことは、感謝すべきことかもしれませぬ。

第二部 改善の方向

家裁の運用に対し、あちこちで不満が鬱積している状況の中で、平成二八年の初頭、私達を驚愕させた朗報に接しました。「成年後見制度の利用促進法」が公布されるという情報です。共生社会の実現の重要な手段である成年後見制度が、利用されないことを猛省し、この制度の利用促進こそが何物にもまして緊急課題であることを強く直言したものです。この法律をみて、二度驚いたの

は、当法人の「地域後見の実現」と「身上保護重視の後見」の二大基本理念が、この法律の基本理念として色濃く反映していたからです。地方でも、成年後見制度の活性化のため尽力していれば、全国的な施策に反映する機会が得られることを実感、自信になりました。

ところで、現在のこの促進法に基づき基本計画を策定、総合的・計画的に改善が推進され、その成果が現場の改善につながっていることは、まさに喜ぶべきことで大歓迎です。

ところで、この時期にきて、基本計画に明記された改善策の進捗状況がどうか、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその中核機関の整備、更には後見制度を担うべき市民後見人の養成状況は進んでいるかが、強く気がかりになります。

ただし、現実の実情を見てみると、大部分の自治体では、数字は別として「実態はさっぱり」と言った返事が多いことです。これは**大変不安材料**です。この理由は、自

治体のリーダーシップの弱さもありますが、力に強弱があり、利害相反する多数の関係機関に連絡、協調して統一行動をとるとか、適切な情報の交換を行って、同一方向に事業を進めていくのは、まとまりがつかなくて、その結果は失敗に終わる場合が多いようです。

そればかりか、多くの市民後見NPOが中核機関や地域連携ネットワークに参加せず、そっぽを向かれるリスクだつてあります。そんな事態は絶対避けなければなりません。現在、制度の利用促進策の中で最も緊急な課題は、成年後見制度の担い手である市民後見人を多数育成し、その活動を支えることであります。従って、その育成・活動支援の対象は、前記四で述べた失敗例の「単体の市民後見人」ではなく、「後見支援組織より支援される後見人」ということになります。

（後者の組織で研修したと同等の力量を有する市民後見人は含まれる）

ところで、この重要な役割を果たす市民後見団体の数

が絶対的に不足している以上、その数を飛躍的に増加させることが必要です。この増加は、既に自治体や大学の研修で誕生し活発に活動している団体や当法人のように独自に「市民後見NPO」を創設している例からすると、強い挑戦の心が必要です。自治体や関係団体のやる気があるかどうかで決着がつくように思います。

中核組織や地域包括支援は、ある程度市民後見団体をあちこちに立ち上げ、数が増加した段階から役割を実行に移せるよう準備したらどうか。問題は中核機関を中心に打ち合わせを重ね、知恵を出し合って解決することが重要です。中核機関等の運営は、実務が相当に煩雑かつ困難な問題にぶつかると思うので、中長期的には「専門家」の力でなく、クラウドの機能を利用しないと失敗するリスクが生じると思えます。デジタル化の力の利用を是非当初から視野に入れておくのが賢明でしょう。

このような観点から、当法人では、令和三年からDX

推進研究会を創設していますが、中間的な「たたき台」として「**安心サポートネットのDX化の条件整備と展望**」の論稿を作成しました。さらに「データ移行とデータ処理・付録業務フロー」も参考までに作ってみました。



今後はこの研究が中心テーマになりますが、役員・会員及び支援者の皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いたします。

第三部 パッケージ方式

第二部の改善策は、日本中の自治体の一部しか、中核機関、地域連携ネットワークが期待した効果が出ず、現在参加できる団体に対して

は排除の嘆きさえ噂されています。

第二部での提案のようなDX化による改善では漠然としているという見方も生じよう。それで、提案は、①募集要項から市民育成研修（カリキュラム）②研修終了生中心による設立総会の開催（本総会で定款、設立趣意書、役員、予算等を審議決定する。）③県庁に対するNPO認証申請と許可。以上で、設立総会の役目は終了。次は、具体的に事業運営を行う事務処理手続等の策定である。会員の募集、事件受託、内部研修、啓発宣伝方法等である。これを創立総会で決定すれば、会員は何の気掛かりもなく業務推進に邁進できる。

この提案は以上に述べた内容をパッケージにまとめて収め、市民後見NPOを立ち上げた団体に貸与する方式である。貸与される方は、苦手な条文づくりは省けるし、取り扱い等は借手の事情に応じて柔軟に使用できるメリットがある。そしてもう一つ大きなメリットは資金不

足に陥ったときは基金の方から支援を受けることが可能である。

以上の方式で市民後見NPOの設置や推進を図る方法をパケット方式と呼びたい。なお、当法人が最初に設置したNPO熊本は、このパケット方式であった。この度のNPO久留米もこの方式であるが、まだ中途段階で問題点も生じている。

なお、今年、宗像地区で市民後見人育成研修を実施の上、パケット方式により設立総会および創立総会を行い、市民後見NPOを立ち上げる計画である。

保護者から成年後見人へ移行!

Start up!



「広場に寄せて」

安心サポートネットに期待すること 社会福祉法人福岡市 手をつなぐ育成会

理事長 向井 公太



ネット基金の運営審議会委員に任命をいただきました。いささかでも安心サポートネットの活動に関わり貢献できればと思っております。よろしくお願いたします。

昨年十二月、前任者の花田敏秀氏から社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会の理事長職を引き継ぎました。向井公太です。私は四年ほど前まで当法人の理事長を務めておりましたが、今回再びの理事長としての就任となりました。安心サポートネットの皆様には前任者同様よろしくお願いたします。

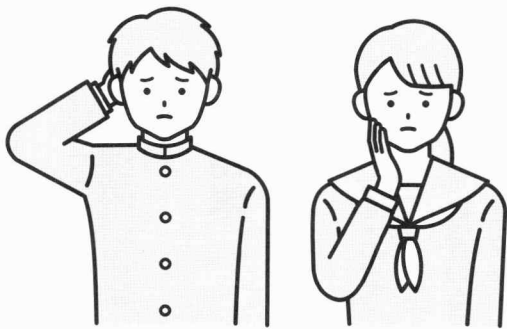
さて、前回理事長の職にある時にも安心サポートネット法人の名前はたびたび伺っており、個人的にはその活動に関心を持っておりましたが、今回安心サポート

今回お話しをいただきました。今回は、本稿のテーマを「安心サポートネットに期待すること」としました。私が安心サポートネットについて知っている情報は会の全体の活動の何分の一にも及ばないと思います。

その中で当会に期待することは、市民の権利擁護に関する関心の高揚、とりわけ障がいのある人、その家族の権利擁護に関する関心の高揚です。私が属します福岡市手をつなぐ育成会の取り組み(使命)の主要な内容は知的障がい者に関する「権利擁

護」と「政策提言」の二つです。

私共の団体(社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会)は知的障がいのある人の保護者を会員のメインとする団体です。会員の方は福岡市内の各地で生活しておられる方です。その意味で地域的には安心サポートネットと当然重なりますが、その視点は極論すれば安心サポートネットと反対向きになるのではないかと思います。特に知的障がいのある方については、私共永年の課題、あるいは永遠の課題と言っても過言ではないかと思えますが、「親亡き後」という課題があります。



本年十月に福岡市手をつなぐ育成会が担当となり、九州の育成会が一堂に会し、「親ある時も親なきあとも、皆で支えるわが子の幸せ!」という大会スローガンを掲げ大会を行ったばかりです。また、大会におけるシンポジウムのテーマも、同様に「親亡き後の本人の暮らしの現状と課題について」ということで、シンポジストとして当法人の保護支援に関係のある管理者の皆様にご出席いただき、様々な視点から貴重なご意見・提言をいただきました。

現状として、御多分に漏れず福岡市手をつなぐ育成会の会員も高齢化が進み、会合に出席される方も交通に難儀されたり、会員である保護者も両親から兄弟やあるいは成年後見人に変わりつつあります。その意味で、保護者もわが子の行く末の安心を求める時期に入ってきたのではないかと思います。そのような中で、安心サポートネットの四本の活動指針や文化あるいは「地域後見」の理念、「身上保護重視の後見」、「任意後見移行型」の利

用促進を謳う当団体の存在は専門職団体とは違った意味で知的障がいのある人の関係者にとって大変心強く思う次第です。

一方、福岡市手をつなぐ育成会保護者会が二〇二一年度を実施しました「会員実態調査（アンケート）」では「知りたいと思うことを教えてください」（複数回答可）という問いに対して1位が「親亡きあとに備えること」、2位が「お金の管理」、3位が「成年後見制度」でした。関連するコメントとしては「もつと成年後見制度が使いやすくなればと思っている」というものでした。関心は強くある状況が分かります。

今後、知的障がいの者の権利擁護や親なきあとの視点から、成年後見制度の利用にどうつなげていくか、制度自体の抱える課題の解決に追うところや関係者の理解を得るための努力の如何が問われるところだと思えますが、身近な機関として、安心サポートネットに期待するところは大きく思われます。また、今後安心サポートネットの活動区域が福岡及び近

隣地域から久留米市をはじめとする県南地域へ活動の範囲が広がります。皆さんの期待が膨らむことと思いません。身近な権利擁護の担い手として、安心サポートネットがますます活躍されることと存じます。

全国に当法人の基本情報を公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
<http://anshin-net.jp/>
eメール: 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp

安心サポートネット基金を充実しよう!

困窮して障害者後見や任意後見の利用が困難な人達の支援が目的。
是非とも、基金への拠出にご尽力願います。

創立総会を終えて

NPO法人成年後見

安心サポートネット久留米

理事長 川上 政親

(1) 本紙38号では、昨年四月九日安心サポート福岡の森山理事長以下多数の皆さんのご協力を得て、第一の関門である「設立総会」を開催、無事終了いたしましたことを報告しました。

そこで、設立世話人会で準備していただいた「定款」、「設立趣意書」、「役員名簿」、「予算案」を添えて福岡県に設立

認証申請を行い、認証「福岡県認証5 社活第5号-4」を取得しました。

次は福岡法務局に法人格取得の設立の登記申請を行う準備にかかり、やっと設立の直前日に登記が完了するという始末でほっと一息ついたところ

です。
(2) 設立登記後の創立総会は令和五年八月二七日「みんな

」で二五人の出席者のもとで開催、そこでは創立後の組織は福岡本部の力強い支援のもとに下図のとおり、理事長以下総務と業務の二主任制を採用、この縦の組織のほかに当法人の重要な課題解決に取り組む横の組織（プロジェクト）を編成、両者で協力して円滑な業務運営を図ることが決議されました。

当法人は、何事にも慣れず、業務処理もたつておりますが、地域住民の信頼の獲得を第一のモットーとして頑張りますので、今後ともご指導、ご鞭撻の程お願いいたします。



各種プロジェクト等

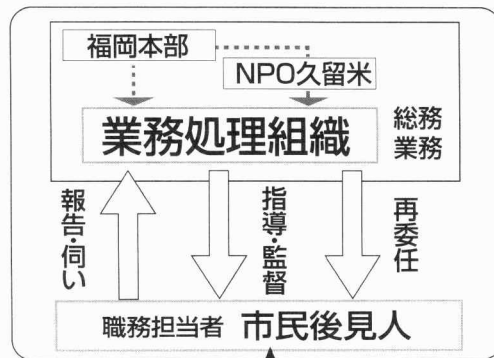
- ①事件受託
リーダー 森山 彰
- ②規定等整備
リーダー 森山 彰
- ③啓発宣伝
リーダー 川上 政親
- ④実務研修
リーダー 安徳 弥生

運営 ←

参加 ←

支援 →

会員の専門家によるネットワーク



(注)点線は助言・支援ラインを示す

トピックス

(一) 安心サポート

ネット基金規定に

基づく第六回運営

審議会

令和五年八月二二日、

アークホテル・ロイヤル福岡天神において、安心サポートネット基金規程に基づく第六回運営審議会が開催されました。同審議会は有識者と、当法人の理事により構成され、有識者からは、NPO法人成年後見安心サポートネット熊本井芹浩文理事長、NPO法人市民のための後見・Iサポート井上月子理事長、社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会向井公太理事長、糸島市議会議員松月よし子、それに当法人からは森山理事長、豊留業務部長、樋口理事、大理事、仁部事務局員が出席しました。

初めに理事長から、当基金をNPO久留米の設立費用、

他地区のNPO立ち上げ支援、報酬補填、障害者後見基金に積極的に活用していきたいとの挨拶がありました。

次いで、井上議長の議事進行により審議が行われました。

議案第一の令和五年度の安心サポートネット基金の運用について、理事長から「令和四年度事業報告」に基づき、昨年度の基金運用について、また「令和五年度事業計画」に基づき、本年度の基金運用計画について説明が行われました。次いで、仁部事務局員(経理担当)から「令和四年度事業報告」および「令和四年度貸借対照表」について報告しました。

議案第二の障害者後見支援基金の運用および第三議案の安心サポートネット基金の効果的活用については、啓発・広報活動に動画メディアの利用、事業のDX化推進、宗像地区市民後見人育成研修の実施、NPO久留米運営支援、報酬補填の経費について、当基金から補填することとした旨の説明をしたところ、出席委員全員の承認が得られました。その他、職務担当者のサ

ポート体制支援については、引き続き検討することになりました。

(二) 創立二十周年記念行事検討委員会決定へ

第169回理事会において、森山理事長の発議により、樋口理事を委員長として、井上監事、中嶋理事、大理事、松永会員が委員として選任されました。席上では随想集の出版がでていたが、今後の検討事項になりました。

プロジェクト
関連(一) 第九回任意後見
委任者との懇親会
福岡市美術館を
訪れる会

任意後見研究会 松永 崇

十月二八日(土)、毎年一回恒例の任意後見移行型契約を締結しておられる委任者の方々と任意後見研究会メンバーなど当法人会員との懇親会が、水と緑に恵まれた大濠公園の中にある「福岡市美術館」で開催されました。

本懇親会は、委任者の方々と職務担当者など会員との相互の絆と信頼を深める趣旨で、平成二六年から開催されております。

開催に当たっては、新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染対策、交通手段の安全対策を図りながら開催したところ、委任者二六人、当法人会員二五人、合計五一人の参加者を得て、無事に開催することができました。

当日は、小春日和の温かい天気にも恵まれ、公園内は家族連れなど多くの人達で賑わっていました。午前十一時に集合し、かぼちゃモニユメントの前で全員集合の記念写真を撮りました。その後、各班に分かれ、ギャラリートツアーに参加して、ボランティアガイドによるコレクション展示室の作品について、「対話」を通してながら説明を受

け、展示品を鑑賞しました。

その後、十二時頃から美術館内レストランで、肉・魚・パン・ライスの希望したオーダーでの食事が始まりました。最初に森山理事長から、「昨年の懇親会でお会いした方の中には、お亡くなりになられ、今年はお見えでない方もおられ残念ですが、お元気な皆様にお会いできうれしく思っています。さて、当法人のこれからのことですが、業務のデジタル化を図り、DXの仕組みに変えて、円滑に効率的に業務運営ができる体制にしていきたい。また、ワンランク上の認定NPOを目指したい。」との挨拶があり、食事が始まりました。委任者の方々は食事会



での懇談を楽しみにしていた様子で、各テーブルで会話の花が咲き、会場が盛り上がっていました。途中、理事長は委任者お一人お一人と肘タッチをされ、その懇親と激励の様子を写真に収めました。

最後に樋口理事から、「今後とも皆様が安心して生活ができるよう、皆様に寄り添った支援をしていきます。」との挨拶があり、十三時半頃閉会・解散となりました。なお、時間の余裕のある方は、コレクション展示室の作品や隣接の日本庭園の自由鑑賞へと向かわれ、帰路となりました。

委任者の方々と当法人の会員の懇親会は、相互の交流を深める貴重な機会であるとともに、双方の信頼関係が強い絆で結ばれるために大変意義のある催しであると思っております。来年も今年に倍増して、多くの仲間が懇親の実を挙げられるような企画を考えたいと思っております。



(二) 障害者後見 研究会の活動

チームリーダー 高原 勝利

日頃は、障害者後見研究会(以下障害研という)の例会をのぞかれることはないと思います。通常の例会は、毎月の「後見実務研」開催日に合わせ、同日の十時～十一時半あいあいセンター7階大研修室で行っています。今回は、最近の活動報告をして、皆さんのご理解をいただきたいと思えます。

コロナ禍が始まった三年前、障がい者やその親からの「親なきあと」の相談が増大し、障害研は「親なきあと」相談室の全国ネットワークに加入、「親なきあと」福岡相談室をスタートしました。そして、それに呼応して障がい者等やその家族からの相談を受け支援する機関「福岡市・区障がい者基幹相談支援センター」十四か所(以下「区基幹」という)との連携が可能になり、定期的な情報交換がスタートしました。ま

た、「親なきあと」福岡相談室の広報展開の中で、区基幹への相談者や(社福)福岡市手をつなぐ育成会保護者から二十件余の相談を受け、五件の障がい者申立て支援の続きをしました。その後コロナ禍での空白がありました。が、今期以降の「親なきあと」相談を促進するため、会員希望者に七月から「親なきあと相談員」研修を実施しています(十回目を六年三月終了予定)。また過去の障がい者やその家族の相談は、漠然とした不安や不満を話し、結局「また相談に来ます」で終わる傾向があります。その対策として「また来ます相談者」の不安を出来るだけ具体的な課題にするため、一定期間相談員が相談者に寄り添う制度を提案。一方、障がい者後見等の職務担当者の



不足対策として、現在の職務担当者について二人目の職務担当として活動する制度を提案しました。この二つの制度は、「障害者支援基金制度」による活動手当・実費の支給を予定しており、今後実施要綱を作成するため試行が必要です。皆さんと頑張つて制度を実のあるものにしていきたいと考えております。

ちよつと寄り道をします。七九歳の私には、中度の知的障がいを持つ母と福岡に住んでいた七三歳の末弟がいます。福岡で母が亡くなった時に私は熊本、他の兄弟は東京勤務。三兄弟で弟の支援関係者と相談の結果、その当時数少ない施設である福岡の入所施設にお世話になることになりました。弟はそれから三三年、その施設でお世話になっていました。その間弟の保護者として、熊本から定期的に施設に通いながら、十一年前福岡に戻った私は、当法人に入会し今日に至っております。施設の保護者会運営をお手伝いする中で、最近私が強く感じていることは、障がい者とその家族の高齢化

です。障がい者は、普通の人
に比べて早期に加齢症状が
出ると言われています。私が
お会いした障がい者の方は、
実年齢に比べてだいぶ老けて
見える方が多いです。面倒を
みている家族と障がいのある
本人の両方に、高齢化による
生活問題が同時進行で起
こっていると感じます。「障が
いがある」と普通の人と同
じように、普通の生活を保障
すべきという「ノーマライ
ゼーション」を支えているの
は家族の役割が大きいにも
拘わらず、家族へのノーマラ
イゼーションの視点が抜けて
いる」著書「障害者家族の老
いる権利」の中で田中智子さ
んが言っています。私もその
通りだと思えます。このこと
から私は「親なきあと」相談
室の活動は、当法人の「高齢
者・障害者の安心を追求す
る」という根本精神を決して
忘れてはならないと肝に銘
じています。

さて、話は障害研が次に取
り組むべき活動に移ります。
いま、福岡市は障がい者等の
地域生活支援拠点等の整備
を区基幹を核にして進めて
います。これは、障がい者の重

度化、高齢化や「親なきあ
と」の生活の安心を見据え、
障がい者等の地域生活への移
行や地域生活の継続を推進
し、障がい者等が住み慣れた
地域で安心して暮らしてい
けるよう、居住支援機能の強
化を目的にするものです。そ
のために次の5つの居住支援
機能を整備します。①相談②
緊急時の受け入れ・対応③
体験の機会・場の提供④専
門的人材の確保・養成⑤地
域の体制づくり。これらの機
能を担う拠点等事業所は、
基幹センターへ届出、基本要
件を満たせば福岡市から拠
点等事業所と位置付けられ、
他の拠点事業所と連携して
支援にあたることになって
います。当法人は、拠点等事
業所には該当しません。しか
し、この施策は障がい者を病
院・施設から地域へという



当法人の取り組みに合致し、
障がい者等の地域生活を支
える極めて重要な取り組み
だと考えています。だからこ
そ、地域生活支援拠点の整
備は、当法人も含めた地域の
福祉資源をフル活用される
ことが必要だと考えます。私
たちは、従来の基幹センター
との連携を更に地域生活支
援拠点へと広げるとともに、
障がい者やその家族の後見
支援を中心に、障がい者等の
地域生活を支える取り組み
を継続してまいります。



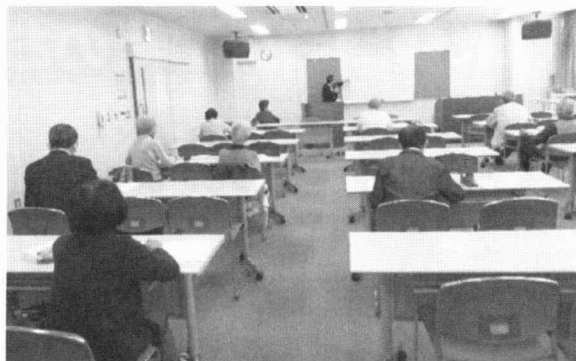
市民参加の 研究会！

(三) 筑紫野市成年後見 制度研究会の活動

チームリーダー 中嶋 幸子

この研究会は、2018年
7月1日に二日市コミセンで
スタートした当法人では最
も伝統のある研究会です。本
研究会は当初、「成年後見制
度に対する意見交換や協議
などを通して、会員のより一
層の理解と技能の向上を図
り、筑紫野市における同制度
の普及・発展に寄与するこ
とを目的とし、会員の自費で
運営されてきました。その
後、紆余曲折を重ね、費用負
担は市が負担したり、当法
人が負担して、現在に至って
います。現在の開催方式はマ
ンネリ化しているとの批判
もあり、新しいニーズを取り
入れて、新しい装いで再出発
すべきだという意見もあり

ますので、この機会にどんな
方式が最もよいか検討した
いと思っています。



会員・支援者 の広場

初めての職務担当を 終えて

正会員 堅山 恵子

一昨年にHさんからNP
O 法人安心サポートネット
を教えて頂き、四年前から

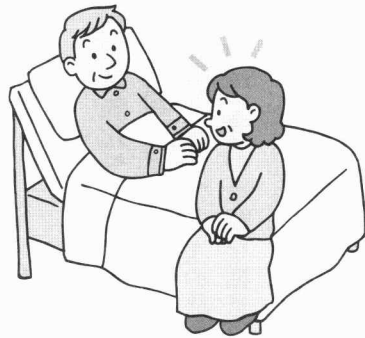
民生委員として活動をしていく中で、地域の最重要課題である高齢者・障がい者の生活支援・見守り等、多くの共通点があることに関心と興味を持ち、二〇二二年一月からの第五回市民後見人育成研修を受講しました。

同年十一月、前任者から引き継いで後見型委任契約者の職務担当の打診を受け、不安で一杯でしたが、何事もチャレンジと思い、お引き受けしました。十二月一日に辞令交付を受けました。

本人は十二月にグループホームに入所予定でしたが、コロナ感染者の続出で幾度か順延となり二〇二三年一月に入所となりました。物静かな方で、当初は入所者との交流が苦手だった様子でしたが、だんだんと環境にも慣れられてからは笑顔が増え、何時も「お忙しいのに来て下さり申し訳ありません」と話され、ガラス越しの面会ではありましたが、別れ際には毎回にこやかに手を振られました。

翌二月、早朝に転倒し、頭を打つたと連絡があり、すぐ

にホームに行き面会しました。額にコブができてはいましたが、CT検査結果は異常なしで安堵しました。四月に入つてからは食欲がなくなり咳も出て入院、検査結果は心臓も弱って喘息もあり、尿路感染も発症している



と主治医から報告を受けました。十六日間の入院後ホームに戻りましたが、以後は横になつていくことが多くなり、面会はコロナ禍の中でしたが、特別許可を得て部屋で行いました。その後再び食事

と主治医から言われました。本人は延命治療を望んでいない事を病院側に伝え、水分補給のみの点滴となりました。

九十歳のYさんのご主人は既に亡く、子供も無く、以前作成の公正証書には亡夫の実弟に遺贈となつておりましたが、その方も死亡しており、予備的遺言が無かつたために、森山理事長から意思が明確な間に誰かに包括遺贈をしないと国庫に帰属することをよく説明し、確認をするように指示を受け、本人から亡き夫の実弟の配偶者に包括遺贈するとの意思を入院先の看護師立会いの下に聞き取りをし、確認しました。

前回の遺言を全部撤回して改めて作成が必要なため、公証人と共に出張遺言作成の為に病院に二度出向き、遺言者の口述した遺言の趣旨を筆記して予備的遺言・附言事項も記載し、遺言執行者としては、当法人が指名されて、五月二五日手続きが終了しました。

六月に入り担当医から余

命一週間から一ヶ月位との説明があり、関西方面の親類に連絡を取り対面ができました。六月二三日病院から心肺停止の連絡を受け直ぐに駆け付けましたが、十分前に眠るように息を引き取られたと知り、間に合わなかったことが悔やまれ本当に残念でした。

その後、職務担当は終了でしたが理事長に許可を頂き、ご本人の遺言であった直葬に参列・収骨・納骨を死後事務の方と一諸に二人でお見送り出来た事がご供養になつたかと思つています。

担当になつてわずか七ヶ月の短い期間ではありましたが、Yさんの穏やかなお人柄に触れられた事、またご自分の事を公正証書できちんと意思表示され、潔く人生の最後をなされていたことに対する感銘を受け、私のこれらの指針となりました。

遺言公正証書の再作成もどうか間に合つて本人の意思を無にせず尊重でき、相続人の方からも嬉しい労いの言葉を頂き、貴重な体験ができた職務担当でした。

正会員、賛助会員募集のお知らせ!

後見事務処理日誌や収支報告書等作成にはパソコン初心者で操作に四苦八苦しましたが、筑紫出張所の皆様が忙しい中親切なご指導を下さり、無事報告書提出が出来た事に感謝しています。

応募詳細はホームページに記載しています。

賛助会員を募集!

成年後見人制度の活性化に尽力する当法人をご支援願います。

<http://anshin-net.jp/>

正会員を募集!

高齢者・障害者の福祉を支えるやり甲斐のあるお仕事です。心から歓迎します。



訃報

顧問 伊藤 昌司様

九州大学名誉教授



ご本人は癌を罹患しているにも拘わらずお元気で、創立以来当法人の基金運営審議会等の役職や運営上の貴重な助言をいただき、サポートしていただきました。

突然の脳梗塞が襲い、令和六年一月一日に他界されました。会員一同心からご冥福をお祈りします。

正会員 阿比留 純一様



令和五年二月にご逝去されました。

ご本人は、当法人創立時から会員として参加、当法人の事業にかかる登記事件の大部分を適正迅速に処理していただき、大変助かりました。ご冥福を心から祈念します。

新会員獲得

当法人が更に一層充実、発展の道をたどるためには、会員の増強は必須です。新会員獲得に向けて、皆様方の更なるご協力をお願いいたします。

正会員加入者

(令和五年五月一日、令和五年十一月三十日まで)

- 山下 幸夫様
袋尻 直人様
川内 邦子様
倉重 淑子様
藤村 賢訓様
仁部 利次様
古川 昌彦様
枚本 晋吾様
西田 勝彦様

名誉会員

- 第六号 南新 茂様
第七号 大串 俊二様
なお、名誉会員は長期にわたり正会員として当法人の事業活動に寄与した功績に報いるため、要件に該当した方です。

告知板

寄付者紹介(敬称略)

- 有難うございました。ご寄付をいただいたお気持ちを大切に活かしてまいります。
(令和五年五月一日、令和五年十月三日まで)
NPO安心サポートネット
福岡受領分
筑紫野市 森山 彰 十万円
那珂川市 茅島 恒夫 八千円
筑紫野市 奥園 信子 五万円
福岡市 長 千鶴子 三万円
神奈川県足柄上郡開成町 矢野 厚子 一万円
合計 金 三十七万三千元
筑紫野市 草野 洋子 二万円
筑紫野市 真名子 エミ子 三万円
福岡市 古賀 ナツエ 十万円
小郡市 草野 一人 一万円
福津市 松尾 昭三 一万円

特定非営利活動法人 高齢者・障害者安心サポートネット

令和5年度 貸借対照表 令和5年10月30日現在(単位:円)

Table with columns: 科目, 金額. Rows include assets (流動資産, 固定資産) and liabilities (流動負債, 固定負債), ending with total assets and liabilities.

Table with columns: 内容, 期首残高, 当期増加額, 当期減少額, 期末残高. Rows include specific fund items like 損害賠償準備金 and 安心サポートネット基金事業.

安心サポートネット・グループ事件処理表 令和5年度10月末日現在

	本部受託				筑紫出張所受託				久留米出張所				合計			
	本部処理		会員配分		所処理		会員配分		所処理		会員配分		既済	未済	計	
	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済				
第1種	遺産分割協議支援	1	1			2	4							3	5	8
	遺言支援	2	1			7	1			1	1			10	3	13
	法定後見開始申立支援	0	1			1	0				1			1	2	3
	任意後見契約の締結支援	5	0			1	2				0			6	2	8
	任意後見監督人選任申立	6	0			1	2				0			7	2	9
	後見監督選任申立	0	0			1								1	0	1
	相続、表示等登記	0	0	1			1	5	5					6	6	12
	遺言執行者受任	0	40(5)			3	85(14)				6			3	131(19)	134(19)
	死後処理契約支援	1	46(5)			4	44(4)				4			5	94(9)	99(9)
	その他(見守り契約講演等)	0	0	1			3	3	2		0			4	5	9
合計	15	89(10)	2	0	20	142(18)	8	7	1	12	0	0	46	250(28)	296(28)	

※第1種()書きは、取下げ等により年度途中に終了したものの。<内数>

	就任		未就任		就任		未就任		就任		未就任		就任		未就任		計
	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任			
第2種	法定後見人受任	45(36)		6(5)		73(56)	0	7(6)		5			136(103)	0	136(103)		
	法定後見監督人受任												0	0	0		
	任意後見人受任	3(3)	70(20)		1(1)	12(7)	56(14)	2(1)		1(1)	1		18(12)	128(35)	146(47)		
	任意後見監督人受任	1(1)				5(4)	0						6(5)	0	6(5)		
	後見型委任受任	27(22)	54(13)	1(1)		21(20)	52(12)				2(1)		49(43)	108(26)	157(69)		
	その他(財産管理人等)	36(25)		6(5)		18(17)	1	8(2)					68(49)	1	69(49)		
合計	112(87)	124(33)	13(11)	1(1)	129(104)	109(26)	17(9)	0	6(1)	3(1)	0	0	277(212)	237(61)	514(273)		

※第2種()書きは中途死亡、任期満了等により終了したものの。<内数>

相談件数	特別相談会	常設相談会	合計
	30	8	38
	90	61	151
	22	0	22
	142	69	211

法人後見NPO設立支援

設立後1年経過し、3年以内の法人後見NPOについてその着実な発展と財政基盤の安定化のため『安心サポートネット基金から資金援助します』奮ってご応募下さい詳細は当法人ホームページでご確認下さい。

編集後記

昨年夏は記録に残る猛暑で気象災害により農産物に大きな被害がでました。

一方、ロシアとウクライナの戦いが続いている中、昨年十月に始まったイスラム組織ハマスとイスラエルの戦争の衝撃は

- 「基本理念」
- 地域後見の実現
- 身上保護重視の後見
- 「活動指針」
- (一) 個人の尊厳の保持と自立の支援
- (二) ボランティアを視野に入れた非営利活動
- (三) ネットワークを活用
- (四) 公的サービスを分担
- 「文化」
- 第一 市民後見人として自己研鑽・鍛錬
- 第二 支え合いによる地域共生社会の実現
- 第三 ニーズの把握とスピード感による適切な対応

世界を揺るがし、分断が深まっています。人道に反する戦争は、悲しみが生まれ、子供たちの未来をも奪っています。

さて、高齢化社会は脳機能や運動機能の個人差が大きくなり、多様性に満ちた社会となります。このような人々が共にケアし合う共生社会を実現し、希望や豊かさを感じる社会でありたいと思います。そのためには、自身の習慣化した思想や意識に気付き、それらを時代とともに、アップデートしていく努力も大切なように感じています。

今回の「安心の広場」は二十周年の記念号となりました。これを登竜門として、さらに発展していきたいと思えます。編集担当として、多くの方にご寄稿いただきましたことを、心から感謝申し上げます。

(松永 記)

